

保税蔵置場許可公告

関税法第42条第1項の規定により下記のとおり保税蔵置場の許可をしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月7日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
愛知県高浜市田戸町六丁目6番地30
碧海冷蔵製氷株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
碧海冷蔵製氷株式会社 保税蔵置場
愛知県高浜市田戸町六丁目6番地30
愛知県高浜市田戸町六丁目6番地31
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
1棟 372平方メートル
- 蔵置する貨物の種類
輸出入冷凍冷蔵貨物
- 許可期間
自 令和 8年 6月 1日
至 令和11年 5月31日